

3月定例議会

ふるさと基金条例を制定

平成元年度予算決まる

平成元年度予算などを審議する三月定例議会は、三月九日から二十日までの十二日間の会期で開催されました。

平成元年度の各会計予算は可決され、三月定例会は閉会されました。

おもな議案

横越村税条例の一部改正について

税制の抜本的改革の一環として地方税法の一部改正がなされたことに伴う村税条例の一部改正を行うものです。

横越村家畜診療所特別会計条例の制定について

横越村家畜診療所分担金徴収条例の制定について

横越村家畜診療所運営基金条例の制定について

以上の四件については、四月一日から農業共済事業が新潟地域農業共済組合へ合併することに伴い、村の畜産振興のため直営の診療所を設置するため関係条例の制定をします。

横越村体育施設整備基金条例の制定について

本村の重要課題の体育施設の整備に備え、計画的な建設と財政の裏付けを図るため将来に向けて基金積み立てをするためのものです。

横越村下水道条例の一部改正について

四月一日から消費税法の施行に伴い、地方公共団体が特別会計を設けて行う水道事業、下水道事業についてもその特別会計が一つの法人の行う事業とみなされて、消費税法の規定が適用されることになりました。消費税は、最終的には、その負担を消費者に転嫁する税であり、この基本的性格をふまえて現行の水道使用料金、加入金及び下水道料

横越村ふる里基金条例の制定について

国が打ち出したふるさと創生の一億円の受け皿として条例を制定するもので、用途についてはまだ決定しておらず今後各界、各層の意見を聞き検討していく予定です。

横越村課制条例の一部改正について

四月一日から農業共済事業が広域合併することにより、従来の経済課を農政課に改め農業分野専業体制とし、一方地場産業の商工業と観光事業の振興、活性化を図るため商工観光課を設置するものです。

横越村水道給水条例の一部改正について

横越村下水道条例の一部改正について

四月一日から消費税法の施行に伴い、地方公共団体が特別会計を設けて行う水道事業、下水道事業についてもその特別会計が一つの法人の行う事業とみなされて、消費税法の規定が適用されることになりました。消費税は、最終的には、その負担を消費者に転嫁する税であり、この基本的性格をふまえて現行の水道使用料金、加入金及び下水道料

に三%を上乗せする改訂を行うものです。

横越村の休日を守る条例の制定について

横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

横越村職員の休日、休暇に関する条例の一部改正について

以上の三件は、土曜閉庁導入に伴う条例の整備で、土曜閉庁につきましては、国策として内需拡大、経済成長と労働時間短縮を図ることで個人消費の拡大に寄与するためのものであります。

国は、一月から第二・第四土曜日を閉庁しており、県では四月から実施する予定となっており、以上のことから郡内の町村同一歩調で完全土曜閉庁の前段として、第一・第四土曜日を閉庁するための関係条例の整備であります。

実施時期及び細部については規則へ委任いたしますが、周知期間等も含め内部検討を重ねて慎重に対応したいと考えています。

平成元年度当初予算

昭和六十三年補正予算

会計名	補正額	主な補正内容
一般会計	一億八、二三八万円	中央保育園用地買収費 二、七四四万円 園芸振興補助金 一、一八九万円 県道改良負担金 一、〇〇〇万円
国保会計	(減額) 一、四五九万円	起債の繰上償還 四、四六〇万円 財政調整基金積立 三、〇〇〇万円 体育施設整備基金積立金 五、〇〇〇万円 ふる里基金積立金 二、〇〇〇万円
下水道会計	九七三万円	枝管工事費 四〇〇万円 予備費 五七三万円
工業団地	(減額) 七億八、一三〇万円	元年度事業として団地造成事業費の減



胃がん検診が次の日程で実施されます。申し込みされた方は、忘れずに受診しましょう。

川根谷内(川根谷内公会堂) 4月4日(火) 小杉(小杉コミュニティセンター) 4月5日(水) 横越中・焼山(横越村役場) 4月6日(木) 沢海(環境改善センター) ※検診時間は、午前七時三〇分から十時まで(受付)

機構改革と人事異動

商工観光課が新設される 経済課を農政課に

村では、四月一日付をもって機構改革とこれに伴う人事異動を行いました。

今回の機構改革は、本年度から農業共済事業の広域合併に伴い、これまでの経済課を農政課と改め農業分野専業体制とし一層の農業振興を図るとともに、地場産業の商工業と観光事業の振興、活性化を図るため商工観光課を設置されました。

また、庁舎内運転業務の一本化ということで、総務課に車輛係を設置され、これまで建設課で行っていた運転業務が総務課に移されました。なお、新年度からスタートする家畜診療所の業務は農政

課で行われます。一方、機構改革等に伴い、四月一日付で行われた異動の内容は、係長三名(一名昇格)、係職員十一名の合計十四名となりました。また、新設された商工観光課の課長は自分の間、佐藤助役が兼務していくことになりました。新機構における係長の異動は、次のとおりです。

- ◎係長 (一) 前職
- ▽総務課 神田 勝利
- 車輜係長 (昇格、建設課)
- ▽商工観光課 本間富雄
- 商工労働兼 係長
- 観光

公共施設使用料徴収の条例を改正 活動の停滞をまねかぬよう 免除規程を設け10月から実施

三月定例議会で公共施設の使用料徴収に関する条例改正が行われ、十月までに利用団体等の活動停滞をまねかぬよう免除規程などを検討の上、実施されることになりました。

これは、議会での意見や村行政改革大綱に基づき、数年来重要課題として検討されてきたもので、このたびの老人福祉センターのオープンに伴う有料化を契機に、行政の公平化、受益者負担の原則に沿って、維持管理費の一部を利

用者のみなさんからご負担頂くとし基本的考え方から、他市町村の実情、本村の利用状況等を考慮するなかで、それぞれの施設毎の構造や、広さなどによって使用料の額が定められました。

実施時期については、施設利用団体等の活動が停滞をまねかぬように、それぞれの活動状況を考慮するなかで、免除規程の検討期間を置き、十月から実施することにいたしました。

三月三十一日をもって、任期満了する固定資産評価審査委員の宇野兵衛氏の再任が、三月定例議会で満場一致で同意されました。宇野氏は四期目で、木津在住の六十八歳。

社会教育課

公民館に移転 公民館課長が 公民館長を兼務

社会教育の充実を図るため、これまで役場内に置かれていた社会教育課は、四月一日から公民館に移転するとともに、公民館長を社会教育課長が兼務し、公民館事業と連携して社会教育事務をすすめていくことになりました。

「なんでも相談」のご利用を 4月20日(木) 午前9時～午後4時 役場村長室 ~気軽にご利用を~

この度、N T Tでは四月一日から全国の電話局、電報電話局の名称を支店、営業所に変更させていただきます。これに伴い、亀田電報電話局

は「N T T亀田営業所」に変わりました。N T T亀田営業所(一六一六) いま、感動と反響の 栗良平さんを招き 重話口演 日時 4月29日午後6時から 場所 二本木公会堂 講師 口演重話作家栗良平氏 (札幌市)

特別職の報酬引き上げ 平均四・四%の改正

三月定例議会で特別職等の報酬条例の改正が行われ、四月一日より引き上げられることになりました。

報酬改訂時期については、

これまで七月であったものを、昨年の審議会の答申を考慮して、県下町村の実態にあわせ四月一日とされました。

職名	報酬(円)	引上げ率
村長	595,000	4.4%
助役	470,000	4.4
収入役	445,000	4.7
教育長	404,000	4.9
議長	197,000	4.8
副議長	155,000	4.7
委員長	143,000	7.5
議員	140,000	5.3
監査委員(学識)	26,700	4.3
監査委員	18,200	4.6
農業委員(会長)	40,800	4.4
農業委員(会長代理)	26,600	4.3
農業委員	22,900	4.6
教育委員長	29,400	4.3
教育委員	22,900	4.6